
規 則

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 5 月 28 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第 号

高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

高知県生活保護法施行細則（昭和53年高知県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第25条の3の見出しを「（進学・就職準備給付金支給申請書）」に改め、同条中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に改める。

別記第65号様式を次のように改める。

年 月 日

福祉保健所長 様

申請者（進学する者又は就職する者）
住所又は居所
氏名
個人番号

進学・就職準備給付金支給申請書

生活保護法第55条の5第1項の規定による進学・就職準備給付金の支給を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 世帯主の氏名： _____
- 2 申請者の生年月日： _____ 年 ____ 月 ____ 日
- 3 進学し、又は就職する先（大学等名、会社名等）の名称： _____
- 4 進学・就職後の居住先（該当する□にチェックを入れてください。）
☐ 進学・就職前の住所と同じ
☐ 転居により進学・就職前と異なる住居に居住（居住（予定）地を記入してください。）
居住（予定）地： _____
- 5 就職の場合、おおむね6月以上最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると見込まれる理由

--

6 関係書類

（1）進学の場合

- ア 入学手続に着手していることを確認することができる次に掲げるいずれかの書類
（ア） 入学金を納付したことを証明する書類等の写し
（イ） 入学金の延納（進学後に納付することをいいます。）を申請した書類の写し
（ウ） 入学金等の納付が不要な場合は、進学先に提出する誓約書及び進学先が発行する入学手続が完了したことを証明する書類等の写し
イ 進学に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等
ウ ア及びイに掲げるもののほか、支給決定に当たり必要があると認められる書類
注 上記の書類を申請時に準備することができない場合は、進学する大学等（特定教育訓練施設）の合格通知書、賃貸借契約時の見積書の写し等を添付した上で、後日、大学等（特定教育訓練施設）に入学するまでにこれらの書類を提出してください。

（2）就職の場合

- ア 就職する見込みであることを確認することができる次に掲げるいずれかの書類
（ア） 内定通知書、事業主の発行する就職証明書等
（イ） 個人事業主の場合、個人事業の開業届の写し
（ウ） （ア）及び（イ）に掲げるもののほか、確実に就職先に就職することを証する書類
イ 就職に伴い転居する場合は、新たに居住する住居の賃貸借契約書等の写し等

7 進学・就職準備給付金の振込先（申請者名義の口座に限ります。）

- （1）金融機関名： _____ 銀行・労働金庫・信用金庫・信用組合
（該当する金融機関の種類を○で囲んでください。）
- （2）支店名： _____ 支店（ゆうちょ銀行の場合を除きます。）
- （3）記号：

--	--	--	--	--

 支店（ゆうちょ銀行の場合に記入してください。）
- （4）預金種類： ☐ 普通貯金 ☐ 当座預金
（該当する□にチェックを入れてください。）
- （5）口座番号：

--	--	--	--	--	--	--

 （右に詰めて記入してください。）
- （6）口座名義人（カタカナで記入してください。）： _____

注 上記の金融機関名、支店名（記号）、口座番号及び口座名義人を確認することができる通帳の写し等の書類を添付してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

◎ 高知県生活保護法施行細則の一部を改正する規則